

## 第 1 回豊川市立地適正化計画専門部会（書面会議）

### 議 題

#### 1) 立地適正化計画改定の概要について（資料 1）

立地適正化計画の位置づけや、今回の改定の必要性、改定フローをご確認ください。参考として、現行計画以降に策定された上位関連計画を紹介しています。

#### 2) 都市構造の現状と課題の整理（資料 2・参考資料 2）

現行計画策定時（平成 29 年 2 月）と現時点（令和 2 年度）の基礎データを用いて、将来人口推計、都市機能の将来見通し、カバー率を比較しました。

都市づくりの課題の傾向には、策定後 3 年間においては大きな変化がみられないため、本計画の基本的事項（まちづくりの方針等）は、現行計画を継承していく方向で考えています。

#### 3) 施策の実施状況と分析及び評価（資料 3・参考資料 3）

平成 29 年度（2017）から令和元年度（2019）の 3 年間の誘導施策（現行計画 P.185～187）の実施状況についてまとめました。

また、現行計画に掲げる目標の達成状況について確認しました。

誘導施策については、現行計画に位置付けている事業を継承するとともに、居住の誘導、都市機能の誘導に効果的な新規施策について、関係各課等と検討し、計画に位置付けることを考えています。

#### 4) 法改正等による検討事項（資料 4）

現行計画の策定以降に、都市再生特別措置法等の法改正等により、新たな制度等が追加されています。今回の改定に際しては、これらの内容について検討し、計画書を改定する予定です。今回は、その法改正等の内容を紹介します。

## 5) 改定のポイント

### ○法改正、手引きの改正に伴う整理

4) 法改正等による検討事項(資料4)で紹介した内容のうち、「誘導施設の休廃止に係る届出・勧告制度」「立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)」「低未利用地土地権利設定等促進計画」「空間再編賑わい創出事業」について、計画書へ記載する予定です。

なお、駐車場法の特例制度(駐車場配置適正化区域の設定)については、計画書への記載は予定していません。

### ○誘導区域の設定の考え方

#### ・立地適正化計画における災害の発生の恐れのある区域の取扱いについて

災害警戒区域の指定が更新され、居住誘導区域内に新たに指定がされた場合に、速やかに居住誘導区域から除外することができるよう、国の通知に基づき、居住誘導区域の設定方法(現行計画 P.104)を見直す予定です。

#### ・陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて

国有財産の売却等がされた場合に、速やかに居住誘導区域とすることができるよう、居住誘導区域の設定方法(現行計画 P.104)を見直す予定です。

#### ・豊川西部土地区画整理事業区域

土地区画整理事業地内の一部を居住誘導区域から除外する現行計画の規定を見直す予定です。

#### ・津波災害警戒区域

愛知県において、津波防災地域まちづくりに関する法律に規定される津波災害警戒区域が令和元年7月30日付けで指定されたため、居住誘導区域から除外する基準及び区域を検討する予定です。

### ○誘導施策

現行計画に位置付けている事業を継承するとともに、居住の誘導、都市機能の誘導に効果的な新規施策について、関係各課等と検討し、計画に位置付けることを考えています。

### ○誘導施設の定義

現行計画に規定する誘導施設について、当該誘導施設を規定する法律の改正等により、新たな事業が規定されているため、誘導施設の定義について見直しをする予定です。